

令和6年3月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和6年3月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和6年3月8日 午前9時宣告

開 議 令和6年3月8日 午前9時宣告（第8日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	吉野 利香	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	吉野 広昭
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	森田 修弘

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 雅徳

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和6年3月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和6年3月8日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 議案第3号 | 令和5年度佐川町一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第2 | 議案第4号 | 令和5年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） |
| 日程第3 | 議案第5号 | 令和5年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第4 | 議案第6号 | 令和5年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第7号 | 令和5年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議案第8号 | 令和5年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第9号 | 令和5年度佐川町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第10号 | 令和6年度佐川町一般会計予算 |
| 日程第9 | 議案第11号 | 令和6年度佐川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第12号 | 令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第13号 | 令和6年度佐川町学校給食特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第14号 | 令和6年度佐川町介護保険特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第15号 | 令和6年度佐川町農業集落排水事業会計予算 |
| 日程第14 | 議案第16号 | 令和6年度佐川町水道事業会計予算 |
| 日程第15 | 議案第17号 | 令和6年度佐川町病院事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第18号 | 佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 17	議案第 19 号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 20 号	佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 21 号	佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 22 号	佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 23 号	単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 24 号	佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 25 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 26 号	佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 27 号	佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 26	議案第 28 号	佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 27	議案第 29 号	佐川町在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 28	議案第 30 号	佐川町障害福祉計画・佐川町障害児福祉計画の策定について
日程第 29	議案第 31 号	佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
日程第 30	議案第 32 号	佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 31	議案第 33 号	佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 32	議案第 34 号	佐川町上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 33	議案第 35 号	佐川町病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 34	議案第 36 号	旧浜口家住宅の指定管理者の指定について

日程第 35	議案第 37 号	牧野公園の指定管理者の指定について
日程第 36	議案第 38 号	ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について
日程第 37	議案第 39 号	佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について
日程第 38	議案第 40 号	佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について
日程第 39	議案第 41 号	牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について
日程第 40	発委第 2 号	佐川町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 41	発委第 3 号	学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める意見書
日程第 42	発議第 1 号	「中山間地域の訪問介護事業支援」に関する意見書
日程第 43	発議第 2 号	最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書
日程第 44		議員派遣について
日程第 45		委員会の閉会中の継続審査及び調査について

令和6年3月佐川町議会定例会追加議事日程〔第4号の追加1〕

令和6年3月8日 午前9時開議

日程第1 発委第1号 佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。定刻となりました。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 3 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 8 号）について、質疑を行います。

質疑はありますか。

13 番（永田耕朗君）

農業振興費の減額補正についてお伺いをいたします。

1,870 万ほどの減額になっておりますが、この詳細については 55 ページに載っておりますが、この減額の主だった理由がわかれば説明をお願いします。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

農業振興費の中には地域おこし協力隊の経費が含まれておりまして、協力隊の活動の中で不用であった減額というものが主だったものになっております。以上です。

13 番（永田耕朗君）

ここに幾つか減額の科目がありますけれども、その中で開会当日に町長の行政報告の中にも物価高騰対策に対しての補助金の報告がありましたが、畜産 5 件で 316 万、燃油で 22 件、74 万。肥料で 8 件 190 名に対して 119 万、収入保険で 33 件で 95 万というような高騰化対策の補助金が出ておりますけれど、特に今回私が申し上げるのは、この肥料、肥料の高騰化対策につきまして、近隣町村とか比較した時に大変佐川町がお粗末というか比率が低い状態でありました。

190 人に対して 119 万の補助金ということで、1 件当たり 6 千円前後の補助金ということで、余りにも少ないということで、今回、6 年の当初予算で耕作放棄地の復旧に対しての 100 万の補助が出て、補助金を組んでおりますけれども、耕作放棄地の回復もいいんですけども、耕作放棄地をなくするには、やはり今、農家の支援というものが重要であると思いますので、今後こういった事業予算を組む場合にはもっと、積極的な予算を施策を展開するように要望しておきたいと思います。答弁は、ようございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

7 番（西森勝仁君）

2 点ほどお尋ねをいたします。

まず 29 ページ、2、1、1 の 18 節の負担金であります。ここに自治大学等研修費が 9 万 1 千円の減額になっておるところであります。この減額はともかく、私は職員研修についてでお尋ねをしたいわけで、職員研修というものは非常に重要であります。今年、この自治大はどのコースで、どうした内容の研修を受けられたのか、お尋ねをします。これが 1 点。

次に 33 ページ、2、1、4 の 24 の積立金であります。ここにふるさと納税が 5 千万ほどの減額となっております。今までは順調に右肩上がりで来て補正もずっとしてきておったわけですが、この見込み違いというものは何が起こったのか、主な理由をお尋ねをいたします。

総務課長（片岡和子君）

私の方からは、職員の研修についてお答えをさせていただきたいと思えます。

令和 5 年度職員研修の方が、6 名分の予算を頂戴しておりましたが、3 名のものが、負担金を伴う研修のほうを受けさせていただいております。研修の内容につきましては、職員の地方公務員の人事給与に関する講座が 1 件。そして法令実務基礎研修が 1 件。

もう 1 件につきましては、会計年度任用職員の任用と管理業務の方を受けさせていただいております。以上です。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。ふるさと納税につきましては、4 億円ということで当初予算を組んでおりました。ただ、ふるさと納税が減少した理由につきましては、一つは物価高騰や昨年 10 月から始まりました、5 割ルール of 厳格化に伴いまして、寄附額の引き上げを行わざるをえなくなりまして、寄附者の方の寄附離れが起こったことが考えられます。

もう一つは自然災害や社会環境の変化によりまして、町内の事業者様の中で返礼品が準備できない状況になった事業者様がおられまして、その寄附を受け付けすることができなかったことも一つの要因だと考えております。以上です。

7 番（西森勝仁君）

ただいま担当課長から研修内容につきまして、人事給与あるいは

会計年度関係の職員の研修を受けてきたという答弁をいただきましたが、これはそんなに何日も何日もかけてというような研修ではないと、深い研修ではないと思います。以前もずっとやってきたような幹部職育成のための自治体3カ月コースあるいは6カ月コース、こういったもの等は受けてなかったような感じに受けましたが、職員は宝物でありますので、しっかり研修し、知識と経験を積んでいただいて、町民の幸せのためにしっかりと役に立つような職員に育てていただきたい。こういうふうに思うわけでありますので、積極的な研修、よろしくお願ひしたいと思います。

それでふるさと納税につきましては、能登の地震なんかが影響したこともあるようではありますが、貴重な自主財源となるものでありますので、調達品のラインナップを充実をしていただきまして、少しでも成果が上がるように目標に達成するようにしていただきたいと思ひます。

本年度6年度も4億ちょっと見込んでいますようでありますので、極力これが達成できますようお願ひします。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

休憩します。

休憩　　午前9時9分

再開　　午前9時10分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番（山本和輝君）

すいません。取り下げていただきたいと思ひます。お願ひします。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 号、令和 5 年度佐川町一般会計補正予算（第 8 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 3 号は可決されました。

日程第 2、議案第 4 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 4 号、令和 5 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 4 号は可決されました。

日程第 3、議案第 5 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 5 号、令和 5 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 5 号は可決されました。

日程第 4、議案第 6 号、令和 5 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 号、令和 5 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 6 号は可決されました。

日程第 5、議案第 7 号、令和 5 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 7 号、令和 5 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 7 号は可決されました。

日程第 6、議案第 8 号、令和 5 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 号、令和 5 年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 8 号は可決されました。

日程第 7、議案第 9 号、令和 5 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 9 号、令和 5 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）

について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 9 号は可決されました。

日程第 8、議案第 10 号、令和 6 年度佐川町一般会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番（坂本玲子君）

9 番坂本です。4 点ほどお伺いします。

ページ、87 ページの高齢者補聴器購入助成事業についてお伺いします。高齢者の補聴器購入の助成につきましては、以前からお願いをしておりましたが、今回予算が組まれました。この事業についての詳しい内容の説明をお願いします。

あわせて、ページ 83 ページ、高齢者予防注射委託料に带状疱疹の予防接種の補助が含まれていると聞きましたが、この内容についてもご説明をお願いします。

3 点目、ページ 87 ページの太陽光発電設備導入補助金として 600 万が組まれています。この対象や金額についてお伺いします。

また、この、これはすでに太陽光発電機をつけている方が蓄電機だけでもつけれるのか、あわせてお答えいただきたいと思います。

次ページ、53 ページの、住宅改修補助金 1,890 万、空き家利用促進補助金 90 万、移住支援事業補助金 360 万が含まれていますが、これらの補助金は移住者に貸す場合に限るのか、賃貸にする場合と売却する場合ではどちらでも利用可能か。これらの詳しい内容の説明をお願いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私の方から 2 点、ご説明をさせていただきます。

まず一つ目一般会計補正予算書の 67 ページになります、高齢者補聴器購入費助成事業。これ、こちらの内容につきまして、今予定している内容をご説明させていただきます。

対象となる方については年齢 65 歳以上、障害福祉サービスにある補装具給付、こちら補聴器の給付ありますけれども、こちらの対象とならない聴覚障害のある町民の方ということで予定をしております。補助の要件としましては、補聴器 1 台につき上限 3 万円の定額補助の予定で、耳鼻咽喉科です、お医者さんの証明が必要ということで予定をしております。

こちら予算化をした背景については、補聴器をつけることですね、単に聞こえやすくなるだけでなく、閉じこもり、それから認知機能の低下を防ぐということが期待をされますし、また積極的な社会参加を促して、介護予防にもつながるということも期待されることから、今年令和6年度からですね、町独自の取り組みとして開始をするというものでございます。

二つ目ですけれども、こちら带状疱疹ワクチンの助成については、83 ページの高齢者予防接種委託料にこちらの方に含まれております。こちらでも新規の取り組みですが、助成の内容につきまして現在ですね、こちらのワクチンが全額自己負担となっております。

非常に高額になっておりますが、これの半分をですね、町独自で補助するものということで、予定としては町立の高北病院さんと委託契約を結んで実施をする予定としております。

対象となる方については年齢 50 歳以上の町民の方ということで、所得制限は設けないということを予定しております。

こちらでもですね、带状疱疹、誰でもなる可能性があって、重症になると稀に後遺症が残るということもありまして、50 歳を過ぎると予防のための国もですね、ワクチン接種を進めております。

ただ、先ほど言いましたが、費用がですねこちら 2 回セットが基本になっておりますが、合計 4 万円を超すということで高額になっておりまして、実際接種される方が少ないような状況です。

町としてはですね、費用の一部を助成することで、町民の方の健康維持に寄与できればと考えております。

この二つの新しい制度につきましては、6 月実施をめどに考えております。準備が整い次第、町民の方々にもしっかりと注視をさせていただきたいと思っております。以上です。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。それでは私の方からは 2 件、お答えの方させていただきます。

まず 87 ページ、太陽光発電設備導入補助金につきましては、これ県の物価高騰対策の交付金によるものでして。まず太陽光発電設備につきましては上限が 20 万円。それから蓄電池につきましては上限が 40 万円となっております、この二つを合わせた補助金。

それから蓄電池のみの補助というのが対象というふうになっておりまして、太陽光発電設備のみのものにつきましては対象外という

ふうになっております。

続きまして 53 ページ、移住促進関連の補助金になります。

まず住宅改修費補助金 1,890 万円につきましては、空き家を所有する方または移住者がその空き家を借りられる場合、購入する場合、こういった場合にですね、この住宅改修の補助が対象となりまして、1 件あたりが 270 万円ということで国、県、市町村それぞれが 3 分の 1 の負担というふうになっております。

それから次の空き家利用促進補助金につきましては、これは空き家を提供する際に荷物の方を搬出する補助、それからこれにつきましては上限額は 10 万となっております。

軽微な修繕、こちらにつきましては 20 万円が上限となっております。この荷物搬出につきましては、リサイクル法に指定されております家電製品につきましては事業の対象外というふうになっております。

最後に、移住支援事業補助金につきましては、これは東京圏の方から U ターン I ターンで県の求人マッチングサイト、またテレワークなどでですね、移住された場合、世帯に対しまして 100 万の補助金。それが単身の場合でしたら 60 万と、なおですね、18 歳未満のお子さんがおられるます場合には、1 人あたりに、100 万円の補助というふうになっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑ありませんか。

10 番（森正彦君）

図書館費についてお伺いします。ページ、136 ページでございます。新文化拠点佐川町立図書館さくとが 6 年秋に開館する予定となっております。6 年度予算に図書館費 4,589 万 9 千円が含まれています。歴史と文教のまち佐川にふさわしい図書館づくりを、どのように図書館づくりにどのように取り組むのか、そして書籍購入の方針と計画をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

教育次長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。

まず図書館の蔵書、本の購入の計画でございますけれども、6 年度につきましては 7 千冊ということで 980 万円の予算を取るようになっています。

以降 7 年度にも 7 千冊、8、9 年度に 6 千冊、各 6 千冊。10、11

年度に各 5 千冊ということで、開館 5 年目で 8 万冊を超えるという計画にしております。

なお、当初のこの種類内容につきましては、佐川町らしい図書館を作るということで、地域関係佐川町や地域の関係の資料を 8 千冊以上そろえるという計画をしております。

また、児童書を 2 万 7 千冊。それから大活字本や LL ブックなど、いわゆるインクルーシブを意識したような資料も 1,500 冊以上をそろえるということに計画をしております。

いかにして佐川町らしい図書館を作るかというところは、今ご説明した蔵書でそういう表現をするというところと、あと交流事業というものを図書館が担うことになりますので、それによってどなたでも、若い方から高齢者まで来ていただけるような体制をとるということを考えておまして、そのための研修費用を予算計上しております。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑ありませんか。

12 番（岡村統正君）

えーとですね、101 ページのおもちゃ制作委託料を 132 万。これの内訳はたまごだけやったんですかね。これは今設置されているひょうたん型のあそこに補充するということですかね。

これは要するに言葉悪いんですが、数が少のうなったっていうことではそういう事象はありませんか。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。たまごのプールについては、当初計画通りの数が入ってはいましたが、実質、子供が生まれて遊ぶというところで見ると、もう少し数が多い方が楽しめるということもございました。

たまごプール自体、たまご自体木の玉自体が製作に相当時間がかかりますので、今年度の補正予算、そして来年度の当初予算で、それを補充をして子供がより楽しめるような環境をつくるというものでございます。以上です。

12 番（岡村統正君）

あとの要するにしっかり管理をしていただきたいということを申し上げまして、以上で質問終わります。

議長（松浦隆起君）

他に質疑ありませんか。

3 番（山本和輝君）

先ほどは失礼しました。税務課にお伺いします。

歳入で町民税が大きく減少しておりますが、減少した各科目の減少額の理由をお聞かせください。また、今後、毎年どれくらい町民税が減少になるか、予測しているなら、お伺いいたします。お願いします。

税務課長（真辺美紀君）

はい。それでは私の方から、1 款の町税の 6 年度の予算の増減の主なものだけ説明をさせていただきます。

まず個人住民税ですが、減額の主な要因は令和 6 年度に新たに実施されます定額減税です。

所得税につきましてはお 1 人 3 万円、町民税につきましては 1 人 1 万円の減額をするということが決まっておりますので、予算計上時での人数 3,816 人掛ける 1 万円の 3,816 万円の減額を含んだ数値で、マイナスの 3,712 万 4 千円、率にいたしまして 9.5% の減を見込んでおります。なおこの歳入が少なくなる、税収が減ることに関しましては、同じ歳入の 9 款、地方特例交付金の中の減収補填特例交付金のところで同額 3,816 万円が計上されております。

続きまして法人住民税は、全国的に好景気のため 5,623 万円、16% の増を見込んでおります。

続きまして固定資産税では、主に償却資産ですが償却資産の中の大規模な太陽光発電のソーラーパネルの減価償却率が大きく、令和 5 年度と比較いたしまして、10% の減額を見込んでいることが主な減額の要因で、全体では 2.6% の減となっております。

続きまして軽自動車税の中の種別割ですが、毎年払っていただく自動車税なんですけれども、まずはですね、平成 27 年の法律改正で、軽自動車の税額が増額になりましたので、新車への買いかえによる税収の増と、それから購入から 13 年を超過している自動車について、税金高くなりますので、その分も含めまして全体で 1,427 万円、2.3% の増とさせていただいております。

続きましてたばこ税は健康志向により、241 万 5 千円。率にいたしまして、3.3% の減を見込んでおります。

今後の見込みということですが、人口に影響する部分で個人住民税の分につきましては、大体毎年 5 % ぐらいの減になるのではない

かと見込んでおります。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

13 番（永田耕朗君）

2 点お伺いいたします。

1 件は久万田堰の 1 億 6 千万ですが、久万田堰の決壊によって、この役場周辺の景観も非常に悪くなっておる。瓦のままで、最近は草も生え出したということで、なるべく早く久万田堰の復旧が望まれるわけでありますが、これの復旧のめど、いつごろなのか。

それと町民課長に勉強会でもお伺いしましたが、猫の避妊ですわね。40 件で、20 万 5 千円の、20 万という説明でありましたが、40 件というのはすぐにオーバーすりゃせんかと、想像ですけれども感じますが。これがオーバーした場合に、今後補正等で取り組む思いがあるのかどうか、その 2 点をお伺いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。お答えいたします。

久万田堰の復旧については、最大限早く復旧できるようなスケジュールで現在行っております。ただ、堰自体が大変特殊な構造であるということと、河川内で工事ができる期間が 11 月から 2 月ということで決まっているということもございますので、現在の予定では来年の 3 月に完成をするという予定でございます。以上です。

町民課長（山本壽史君）

はい。猫の補助金についてお答えいたします。

この事業につきましては、新規で始めるということで、実際にどれだけの需要があるかっていうのを、町民課の方でも検討した結果、今 40 匹を想定しております。ただ、もし仮に 10 万で足らなかったとご質問ですけど、入財源の方もですね、確保するような形で努めておりまして、クラウドファンディングとかいうものを実施してですね、入財源に努めていきたいと考えておりますので、現段階ではまだ補正とかいうことになりませんが、入財源クラウドファンディング等で、確保するように努めて参ります。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑ありませんか。

7 番（西森勝仁君）

2 点ほどお尋ねをいたします。

まず1点目が59ページの総務費2、3、1の12節であります、ここに委託料として異動受付支援システム構築業務委託費としまして、1,488万6千円が計上されているわけでありましたが、これはどこで何をするためのシステムで、どこに委託して構築するのか、よくは全くわからないわけでありましたが、素人にもちょっとわかりやすいように、簡潔にご説明をいただきたいと思います。

次に105ページの商工費であります、6、1、1の12節委託料に生誕祭チラシデザイン委託料、こういうものが25万3千円計上されているわけでありましたが、これは誰の生誕祭で何をどうする目的でチラシをどこに委託して作るのか、この2点をお尋ねします。

町民課長（山本壽史君）

はい。私の方からは、異動受付支援システム構築業務委託料についてご説明します。

この事業につきましては書かない窓口を実施する事業の一環としまして実施するもので、書かない窓口は、一つ一つとしてはコンビニ交付、要は役場以外のところで、そのマイナンバーカードを用いて交付をするというもの。それともう一つがですね、役場の庁舎におきましての窓口におきまして、住民にですね、負担をかけないという形のものがこの事業となっております。

具体的に申しますと、ライフイベントに関する届け出、例えば転入転出転居などの場合ですね、現段階、現在はですね、住民の方が来ていただくと申請書に記入をいただいてですね、それを見もってその作業をするような形になってますが、この異動受付支援システム、すなわち書かない窓口を導入しますと、住民の方にですね、その申請書とか書いてもらう必要がなくなり、まず本人確認をした後、住民の方から聞き取りを行いまして、職員の方が書類を作成して、証明を発行するという業務でございます。

この委託先としましては、現在町の方は戸籍に関しては、富士フィルムシステムサービス株式会社の方に委託をしておりますので、このシステムもですね、戸籍総合、総合システム、失礼しました。戸籍総合システムを運用することとなりますので、同じ富士フィルムシステムサービス株式会社に委託をするようにしております。以上でございます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。そしたら私の方からですね、105ページ生誕祭チラシデザイ

ン委託料につきまして、ご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては牧野博士の生誕祭に対しますチラシのデザイン作成ということになります。

こちらにつきましてはですね、生誕 150 年以降牧野公園の整備でありますとか、そういった形で地域の住民の方のですね、活動の方も高まってきまして、それぞれ個々の団体でこういった牧野博士の生誕をするっていうものやっていたのですね、実行委員会組織としまして、5 年程度前からこうしたイベントの方取り組みをさせていただいております。

内容につきましては山野草などの販売出店、それから牧野公園の写真展でありますとか音楽イベントなどの方を現在開催をしております。

このチラシの作成につきましては、数社見積もりの方で徴収いたしまして、その中から事業者の方、選定をさせていただいております。以上になります。

7 番（西森勝仁君）

システムの構築につきましては大体理解ができたわけですが、書かない窓口のこの先進地というものは、北見市が先進地でありまして、以前あそこに視察に行ってくるということを言っておられましたが、先進地視察はされたのかどうか、あわせてそのところもお尋ねをいたします。

運用するのに簡単なものかどうかわかりませんが、北見市が情報によりますと、すごい先進地ということで、尾崎代議士もその情報発信されていたことをちょっと思い出しました。

次にそれから、牧野さんの生誕祭ということですが、これは 150 年、あるいは 160、175 年といった記念周年行事ではないわけですが、これから先も続けていくつもりなのか、このイベントをなぜこういうことをお伺いするのか言いましたら、牧野さんのイベントが続いていくやったら、町民の中にもですね、参画していきたいという希望があるわけですので、将来ずっとこれ続けていくのか、牧野さんの誕生日というのは 4 月 24 日ではなかったかと思いますが、その辺りもよろしくご答弁お願いします。

町民課長（山本壽史君）

はい。お答えいたします。

北見市の視察につきましては私を含め、町民課それから税務課の

職員 1 名ずつ、計 3 名で、昨年 11 月の終わりに視察をしてまいりました。そして北見市の書かないシステムについて、丁寧にご説明をいただき、北見市を参考にですね、もうすべて北見市のとおり導入するのではなくて、北見市を参考にしまして、佐川町らしいですね、書かない窓口を構築していきたいと考えております。以上でございます。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。それでは生誕祭の件につきましてお答えをさせていただきます。こちらの生誕祭につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、当初はですね、くろがねの会でありますとか、び人連でありますとか、ここの団体の方でそれぞれそういった催しをやっていたものを、今の実行委員会組織としてこの催しの方開催しております。

そちらの方にはですね、多くの個人のボランティアさんが含まれております、はなもり C－L O V E でありますとか、あと商工会、観光協会、こういった団体なども入っております、毎年その実行委員会の方でですね、開催するのかなのかっていうのを決めていっておりますので、4 月、今度の 4 月ですね、生誕祭の方につきましては、今開催する方向でチラシの方も現在配らせていただいております。

また、この開催後ですね、反省会等も踏まえまして、また来年どうするかというのを、またこの実行委員会の方で決めていくようになりますが、また今後引き続きですね、実行委員会としてイベントのほう開催していくということでありましたら、こうしたデザイン料委託に関しましても、町といたしまして支援の方続けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

ほかに質疑ありませんか。

2 番（岡林哲司君）

はい。それでは一般、予算の予算書の 3、4 点ほど伺いたいと思います。

先ほども質問出ておりましたが P 105 ページ 6 の 1 の 1 の 12 生誕祭チラシデザイン委託料と、あと P 47 ページの 2 の 1 の 2 の 12 町民カレンダーデザイン委託料、これに関する仕様等が決まっておりますら仕様を教えてください。

続いて P 87 ページ。永田議員からも質問出ておりましたが、猫の不妊手術の補助金について、この内容といいますかどういった適用がされるのかというのを教えていただきたいと思います。

もう 1 点、P 105 ページの 6 の 1 の 1 の 12 の遊具公園の保守管理料 57 万について何が含まれているかというのを教えていただければと思います。お願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

はい。それでは私の方からですねまず 47 ページ。すいません、105 ページのですね、生誕祭チラシデザイン、こちらの仕様につきましては、牧野博士の功績、それからふるさと佐川町、まちまるごと植物園で取り組み、こういったものを踏まえましたポスター A 2 の片面のカラー、それからチラシの A 4、両面のカラー、こちらのデザインの作成というふうになっております。

それから 47 ページ、町民カレンダーのデザイン委託につきましては、表紙、それから各月、それから次年度の募集などを行っております、そういったページもございまして、こちらのデザインの作成、こういったものが仕様のほうになっております。以上でございます。

町民課長（山本壽史君）

はい。猫の補助金についてお答えいたします。

まず、対象猫としましては、飼い猫野良猫両方を対象としております。それから補助金の額につきましては、対象猫 1 匹当たり 5 千円。先ほどもありましたように、一応 40 匹、20 万円を予算化計上しております。

あと県にも同じような事業がありまして、町の事業としてはもう県の補助との併用は可能というふうにしております。事業の開始は 6 年の 4 月からを予定しております。

なお先ほどの永田議員のご質問の中でも説明しましたように、クラウドファンディングを実施して、財源確保にも努めてまいります。以上でございます。

産業振興課長（下八川久夫君）

はい。遊具公園保守管理委託料につきましては、設置している遊具が安全に使用できるかどうかという検査を専門の業者に委託をする費用となっております。以上です。

2 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございました。

猫の避妊手術についてですけど、飼い猫野良猫どちらでも大丈夫ということで、雄雌どちらも大丈夫という認識でよかったかどうかをもう一度お願いしたいのと、遊具公園の保守管理料については一般質問でもさせていただきましたが、先ほどの勉強会で町長の方から、オープンする 30 日、31 日については、とりあえず警備をおいて状況を確認していくというお答えをいただきましたので素早い決断を感謝申し上げます。そしたら雄雌の方をお願いします。

町民課長（山本壽史君）

はい。説明が抜かって申し訳ございません。

雄猫雌猫両方を対象としております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第 10 号、令和 6 年度佐川町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員。

したがって、議案第 10 号は可決されました。

日程第 9、議案第 11 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 11 号、令和 6 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 11 号は可決されました。

日程第 10、議案第 12 号、令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 12 号、令和 6 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 12 号は可決されました。

日程第 11、議案第 13 号、令和 6 年度佐川町学校給食特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 13 号、令和 6 年度佐川町学校給食特別会計予算について、

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 13 号は可決されました。

日程第 12、議案第 14 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、令和 6 年度佐川町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 14 号は可決されました。

日程第 13、議案第 15 号、令和 6 年度佐川町農業集落排水事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 15 号、令和 6 年度佐川町農業集落排水事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 15 号は可決されました。

日程第 14、議案第 16 号、令和 6 年度佐川町水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 16 号、令和 6 年度佐川町水道事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 16 号は可決されました。

日程第 10、議案第 17 号、令和 6 年度佐川町病院事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 17 号、令和 6 年度佐川町病院事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 17 号は可決されました。

日程第 16、議案第 18 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番（西森勝仁君）

この組織改編案は現在の税務課と町民課を統合して住民課とする案であります。この二つの課というものは、元来住民生活に直結する重要な部署で故事来歴や出生の記録に始まり、また死亡に至るまで、また人権に関することなど大変重要な業務が多いわけでありまして、また、税務課においても課税客体の把握に始まり、徴収して完結するまでの間、いろいろな法令の定めがある中でも租税特別措置法など、これは難解中の難解と言われる法律もあるわけでありまして、こうしたものを決裁していくには、課長はかなりこの制度を熟知して読み込んでいかないといけないと思うわけですが、この租特法なんかは2、3回読んでも、もう何を書いちゃうかわからないような状況になりやしないかと思うわけであります。私の経験からしてもこれは2、3回読んでも、もう準用準用の幾つも六法全書を並べて読まんとかんというふうなこういうものであります。

今回統合するということになるわけですが、結果を想定してみますと、平たく言えば課長がこの重要な課を兼務するということは非常にプレッシャーもありやしないかと、厳しいものがありはしないかと思うわけですが、どうしてこういうことになったのか、その背景と理由は何か、そして職員の合意形成はできているのか、お尋ねをします。

町長（片岡雄司君）

西森議員のご質疑にお答えさせていただきます。

税務課におきましては町税等の賦課収納、徴収に徴収する部門でございます。町民課は戸籍や住民基本台帳、また保険関係や環境行政などを所管する重要な部署であることは、十分に認識をしているところでございます。

しかしながら、戸籍住民票や各種証明の証明書の交付など、住民の方のニーズが高く、利用していただく機会も多いことから、より住民の皆さんの利便性を向上させたいとの考えから、今回二つの課を統合する条例改正案を提出させていただいているところでございます。

新年度から、書かない窓口システムの導入を図り、行政内部での効率化を図り、来庁者一人一人に対しても公平かつ最適なサービスの提供を図ってまいりたいと考えております。

また今後におきましても、庁内のデジタル化を図り、行政サービ

スのオンライン化や業務の効率化を実施していくこととしております。併せまして、先ほど西森議員からも言われましたが、職員の人員体制につきましてもしっかりと、配置をさせていただいて、課の業務が停滞しないような状況を作っていきたいと考えております。

しっかりと今後におきましても、住民対応させていただくこととしておりますのでご理解をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

7 番（西森勝仁君）

今町長から現在の業務内容と、そしてこれから先の町民のニーズに合った、時代に合った組織にしていかないかんということでありまして、そのことは理解、よく理解できるわけであります。

今回もこの背景にあるのは、書かない窓口対応をしていきたいということではありますが、窓口対応だけであればですね、窓口を担当する職員に兼務発令をしておけば済むことではないかというふうに思うわけであります。

一般職の場合、守秘義務というのは、地方公務員法によってかけられているわけでありますが、この二つの課を統合するということになりますと、税務課には地方税法第 22 条、町民課には住民基本台帳法第 35 条によって、守秘義務が課せられておりまして、これから先、退職した、新設される住民課を離れても、二重三重の守秘義務を背負っていくことになる。おそらく税務課の情報が、あるいは双方の情報が見られないから、こういうふうにすると思うわけですが、今言ったように窓口だけが、だけの職員に兼務発令をしておけば、双方の情報が見える、こういうことになってくるわけであります。

今までも税務課の情報はよその課の職員が見ることはできないので、なかなかいろいろな懸案事項も進まなかったことがあるわけですが、これから先その二つの守秘義務、今言いました税法と住基法に基づく守秘義務、背負うことになるのか、両課の職員になるのか、その辺りをちょっと確認をしておきたいと思います。

町長（片岡雄司君）

お答えさせていただきます。

先ほど西森議員から言われました守秘義務等につきまして、やっぱり地方公務員の自覚を持ってやっていただくということは職員には日々伝えておりますし、今後もそういった内容そういったことで

伝達していかなければならないと思っております。

今回窓口を兼務発令ということ考えたことはあったんですが、やはり統合させていただいて、これからの先のデジタル化に向けてですね、いろんな課がそういった統合含めてですね、デジタルに向けて進めていかないと、国の推奨します田園都市国家構想等々にですね、やっぱり遅れることにも支障が出てくると思いますので、そういった意味で今回統合させていただいて、職員をしっかりと配置をさせていただいて、今までの町民課と税務課の業務が落ちないようなところで進めていくようにしますのでご理解をいただきたいと思います。

7 番（西森勝仁君）

3 回目の最後の質問になるわけですが、そういう代価、大きな課を担当する、していく担当課長というのは優秀な職員が担当していくことになろうと思いますけれども、オールラウンドプレーヤーというのはそうそういない。いたとしても一握りの職員に限られてくると思います。

それから、さらにその職員がおらんと困るとなると、これはもう人事が硬直してそれこそ弊害が起こる、なぜしないかと思うわけがありますが、大きな大きな課になってくると職務上のミスというのはあってはならないことでありますけれども、こと人間がやることでありますので、ミスというものは絶対起こらないということではないと思います。

過去にもミスがありまして、納税通知書の作り直しとかこういうことが発生しまして、多額のお金がいったこともあるわけでありまして、また人権問題に関しても訴えられまして、裁判所において多額の賠償金を払って和解をしたことがあるわけでありまして、こういうふうに和解ができるようなことを始末ができるものは、まだ良しとして、何十年も経って発覚してどうにもならんようなケースが出てきた場合、責任問題も当然問われますでしょうけれども、その後の体制というのは後から変わっちゃうと責任だけは残る。

ミスがないようにはしていただきたいと思いますし、また回議書が原課から回ってきてしましてもですね、町長副町長は、たくさんの書類が回ってくるわけでありまして、詳細についてはチェックしきれないと思います。

こうした事からしましてですね、決裁手順が形骸化していかない

ように、ぜひこれをお願いをしておきたいと思います。

こういったことを端的に表すと言葉が、昔はありましたけれども、今はこういった言葉使用できませんので、使うことはできませんが、こうした懸念が私は払拭できない、心配をしているわけでありますので、この案件には賛成しかねるということを理由をつけまして、理由を述べさせていただきたいと。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 18 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 18 号は可決されました。

ここで 10 時 20 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 2 分

再開 午前 10 時 20 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長（真辺美紀君）

すいません、ちょっと先ほどの私の方からの答弁の訂正をさせていただきます。

先ほど議案第 10 号、令和 6 年度佐川町一般会計予算書につきまして、山本議員からご質問いただきました、税収の増減の理由の中のたばこ税のところで減額 2,415 万と申し上げましたが、正しくは 241 万 5 千円でございます。訂正とお詫びをいたします。よろしくお願

いします。

議長（松浦隆起君）

日程第 17、議案第 19 号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 19 号、職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 19 号は可決されました。

日程第 18、議案第 20 号、佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 20 号、佐川町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 20 号は可決されました。

日程第 19、議案第 21 号、佐川町長等の損害賠償責任の一部免責

に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、佐川町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 21 号は可決されました。

日程第 20、議案第 22 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 22 号は可決されました。

日程第 21、議案第 23 号、単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号、単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 23 号は可決されました。

日程第 22、議案第 24 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 24 号は可決されました。

日程第 23、議案第 25 号、職員の育児休業等に関する条例の一部

を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 25 号は可決されました。

日程第 24、議案第 26 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 26 号は可決されました。

日程第 25、議案第 27 号、佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号、佐川町移住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 27 号は可決されました。

日程第 26、議案第 28 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 28 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 28 号は可決されました。

日程第 27、議案第 29 号、佐川町在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号、佐川町在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 29 号は可決されました。

日程第 28、議案第 30 号、佐川町障害福祉計画・佐川町障害児福祉計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 30 号、佐川町障害福祉計画・佐川町障害児福祉計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は可決されました。

日程第 29、議案第 31 号、佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 31 号、佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 31 号は可決されました。

日程第 30、議案第 32 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 32 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 32 号は可決されました。

日程第 31、議案第 33 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 33 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 33 号は可決されました。

日程第 32、議案第 34 号、佐川町上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 34 号、佐川町上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 34 号は可決されました。

日程第 33、議案第 35 号、佐川町病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、佐川町病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 35 号は可決されました。

日程第 34、議案第 36 号、旧浜口家住宅の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、旧浜口家住宅の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は可決されました。

日程第 35、議案第 37 号、牧野公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、牧野公園の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は可決されました。

日程第 36、議案第 38 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 38 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 38 号は可決されました。

日程第 37、議案第 39 号、佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は可決されました。

日程第 38、議案第 40 号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は可決されました。

日程第 39、議案第 41 号、牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 41 号、牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について

て、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 41 号は可決されました。

お諮りします。

ただいま議会運営委員長から発委第 1 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

発委第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

休憩します。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 45 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1、発委第 1 号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、を議題にします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長（藤原健祐君）

発委第 1 号、令和 6 年 3 月 8 日、佐川町議会議長、松浦隆起様。

提出者、議会運営委員長、藤原健祐。

佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙の通り、地方自治法第 109 条、第 6 項及び佐川町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

(以下、「佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（案）」朗読)

提案理由の説明をしたいと思います。

先ほど、議案第 18 号、佐川町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、が決議されたことに伴い、佐川町議会委員会条例の関連する条項を改正するものであります。よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 1 号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、発委第 1 号は可決されました。

日程第 40、発委第 2 号、佐川町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会委員長（下川芳樹君）

発委第 2 号、令和 6 年 3 月 8 日、佐川町議会議長、松浦隆起様。

提出者、議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会委員長、下川芳樹。

佐川町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び佐川町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

（以下、「佐川町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について（案）」朗読）

提案理由を説明いたします。

令和 5 年 12 月 13 日、議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会で決定しました、定数削減案を今回提出するものでございます。

当町の人口の減、また財政の状況を鑑み、近隣市町村の人口推移、議員定数等を調査しながら協議を重ねてまいりました。

委員会での協議検討の結果、単純に人口減少に比例した数値のみならず、時代に即した適切な議員定数として、さらに議論を深め、定数を現状より減らすこと、定数を 13 人とすることが最終可決され

ました。

したがって、現行議員提出 14 名を 1 名減とし、13 名とする案を提出するものでございます。

この案は、次期選挙改選時から適用するものいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 2 号、佐川町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第 2 号は可決されました。

日程第 41、発委第 3 号、学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める意見書について、議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務文教常任委員長（齋藤光君）

発委第 3 号、令和 6 年 3 月 8 日、佐川町議会議長、松浦隆起様。

提出者、総務文教常任委員長、齋藤光。

学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び佐川町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

（以下、「学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請

願（案）」朗読）

以上となります。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第3号、学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発委第3号は可決されました。

日程第42、発議第1号、中山間地域の訪問介護事業支援に関する意見書について、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

2番（岡林哲司君）

発議第1号、令和6年3月8日、佐川町議会議長、松浦隆起様。

提出者、佐川町議会議員、岡林哲司。

賛成者、佐川町議会議員、田村幸生。佐川町議会議員、齋藤光。

中山間地域の訪問介護事業支援に関する意見書。上記の議案を、別紙のとおり、佐川町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

（以下、「中山間地域の訪問介護事業支援に関する意見書（案）」朗読）

以上です。

提案理由を説明します。

意見書の文中にもありますとおり、訪問介護事業の都市部と中山

間部の実情には大きな開きがあります。このままでは高知県の大部分を占める中山間エリアの訪問介護事業が壊滅的な状況になる恐れがあります。そのためこの意見書を提出させていただきました。以上。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号、中山間地域の訪問介護事業支援に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第1号は可決されました。

日程第43、発議第2号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書について議題とします。

提案者の説明を求めます。

5番（橋元陽一君）

発議第2号、2024年3月8日、佐川町議会議長、松浦隆起様。

提出者、佐川町議会議員、橋元陽一。

賛成者、佐川町議会議員、坂本玲子。下川芳樹。

最低賃金、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書、上記の議案を、別紙のとおり、佐川町議会規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出の理由。

2024年2月16日付けで、高知県労働組合連合会執行委員長の筒井敬二氏より、議会議長宛に最低賃金法の改正と中小企業支援拡充を求める意見書を、国及び関係機関に対して提出を求める陳情書が届きました。

全国労働組合総連合と高知県を含む全国 27 の地方組織が、4 万 8 千人の単身の若者の生計調査をもとに、時給 1,500 円から 1,600 円の値上げを求める要求がまとめられました。

この陳情書に賛同する立場から、2 名の紹介議員を得ましたので議員発議として提出をいたします。

それでは読み上げて提案をさせていただきます。

（以下、「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）」朗読）

以上提案をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番（岡林哲司君）

はい。質問させていただきます。

この意見書の中にある、全国一律の賃金を最低賃金を求めるという部分について、全国一律の最低賃金にしてしまうとですね、輸送費など様々なコストが掛かる地方では、経営者が経営が立ち行かなくなることが容易に想像できると思います。

あと労働者の生活を支えるために最低賃金 1,500 円以上を目指すことと金額が具体的に書かれていますが、今の現状で 1,500 円以上というのを目指すとももちろん経営者の面から見ると、とても経営が立ち行かなくなるといのが容易に想像できると思います。

他町においてはこの同様の意見書を提出する際にですね、最低賃金を引き上げること、金額を設定せずに。そしてこの全国一律制度にするということは省いて議論した上で意見書が提出されていますが、この意見書を提出するにあたってそういった部分を見直すというようなことはされなかったのでしょうか。お答え願います。

5 番（橋元陽一君）

提案の説明いたしましたように、全国で 4 万 8 千人の組合員の若い単身で働いてる方々のアンケートをもとにして作られた意見書があります。高知県のからもですね、1 千人以上を超える若者のアンケート協力をもとにしてこの金額が策定されています。

本来 1,500 円から 1,600 円以上という、全国によっては少し幅がありますけども、そのアンケートをもとにして 1,500 円というふうに値段を確定されたというふうに伺っております。

それから今ご指摘のように中小企業、零細企業の皆さんへの支援は非常に極めて重要であります。

これについても国に対して財源確保を求めていますね、いろいろ国会でも要求が出されているところでもあります。

その財源についても様々な意見もあって、なかなか国会では議論を踏まえるけども、財源確保の道がなかなか厳しい。だからこそ、全国からこういう声を上げて、国を動かしていこうということでもめられた意見書だと私はとらえているところです。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第2号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、発議第2号は否決されました。

日程第44、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣はお手元に配付のとおりと決定しました。

日程第45、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありま

す。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されましたすべての案件は終了しました。

町長、挨拶をお願いします。

町長（片岡雄司君）

令和6年3月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶をさせていただきます。

本定例会におきまして、提案させていただきました報告1件、議案39件につきまして、適切なるご審議の上、ご承認いただきました。

誠にありがとうございました。

ご承認をいただきました、特に令和6年度当初予算につきましては、スピード感を持って事業実施に取り組んで参ります。

今後におきましても引き続き、一人一人が輝く明るい、明るく元気で温かいまちづくりのもと、住民目線で生活に密着した政策を実現させていただきますので、議員の皆様におかれましては、ご指導ご協力をよろしくお願いをいたします。

今定例会の一般質問におきまして、10人の議員の皆様からご質問をいただき、これからの町政にとっての重要な課題についての内容のご質問であり、より一層身の引き締まる思いでございます。

また質疑の方で西森議員の方から、課設置条例の改正に伴います、ご意見をいただきました。これにつきましてはしっかりと設置後はですね、お客様のの対しまして、サービスの低下や職員の守秘義務等のないようしっかりと体制づくりを実施し、取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、元旦に発生しました能登半島地震の防災対策に関する質問が多く、いろいろなご提案ご意見をいただきました。

必ず来ると言われております南海トラフ巨大地震に対し、今まで以上に危機感を持って住民の皆様と生命と財産を守らなければなら

ない思いであります。議員の皆様にも今後とも災害等に対して、ご提案を、ご提案ご提言いただきますようお願いを申し上げます。

新年度におきましても多くの課題があろうかと思いますが、全職員で力を合わせて頑張ってまいります。

今月末には道の駅の花壇に遊具公園も完成することとなっております。より一層にぎやかになり、多くの方々が来町していただくことを期待しております。

今後とも佐川町の魅力を発信し、佐川町出身の多くの方々がふるさと佐川を誇りに思い、自慢できる町そして住んでよかったと思っただけの町となるよう、産業振興、観光振興にも繋がる取り組みをしっかりと進めてまいります。

議員の皆様には、一緒になって佐川町を盛り上げていただきますよう、ご提案そしてご指示ご指導ご協力をよろしくお願いをいたします。

終わりになりますが、季節の変わり目の気温の変化等もありますので議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、引き続き町政発展のため、ご尽力をいただきますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。今定例会まことにありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

ここで私の方から申し上げます。

3月末をもちまして、定年退職を迎えられます職員が2人、議場内におられます。農業委員会事務局、森田局長と町民課、山本課長であります。

森田局長は平成29年、税務課長就任以降、山本課長は令和4年町民課長就任以降、本日まで議場での職務を全うしていただきました。

業務多岐にわたり日々多忙な中、私たち議員の多角的な質問に対し、丁寧でわかりやすいご答弁をいただいたことは、皆様ご承知のとおりであります。

本会議場での職務は本日が最後であろうと思います。

お2人から一言ずつ挨拶をお願いをいたします。

農業委員会事務局長（森田修弘君）

農業委員会の森田です。

まずはこのような場で挨拶の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は平成 29 年から今議会まで通算で 5 年と 8 カ月の間議会の方
に出席させていただきました。この間、議会の皆様方から貴重なご
意見やご提言をいただきました、本当にありがとうございました。

3 月いっぱいをもって役職定年となりますが、4 月からは新たな
立場で、佐川町発展のために頑張っていきたいと思いますので、ど
うぞよろしく願います。ありがとうございました。

(拍手)

町民課長（山本壽史君）

この場におきまして、挨拶の機会を与えていただきどうもありが
とうございます。

私は、昨年度から町民課長としまして、約 1 年半、議会の方でお
世話になりました。この間、議会の皆様からは大変貴重な多くのご
意見やご助言をいただきまして、まことにありがとうございました。

私個人としましても、勉強をさせていただき、また職員として、
そして人として、成長できたのではないかと感じております。

4 月からは立場は変わりますけど、町行政にまた関わっていく予
定でありますので、これからも町政発展のために頑張っていきます
ので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

大変お世話になりましたありがとうございました。

(拍手)

議長（松浦隆起君）

お 2 人の御労苦に対しまして、改めて心より労いの拍手を送りた
いと思います。ご同意をお願いいたします。

(拍手)

本日の会議はこれもちまして終わります。

令和 6 年 3 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 11 時 22 分

